

2014 年 2 月 27 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 305 号 追加情報 ）

（中国人民銀行上海本部、） （人民元のクロスボーダー利用を促進へ） （自由貿易試験区での規制緩和を発表）

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行上海本部は、2014 年 2 月 20 日付で公布した『中国（上海）自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通達』（銀総部発[2014]22 号、以下『22 号通達』という）の一部規定内容を更新しました。本稿では、その変更点をお知らせいたします。

□ オフショア人民元の借入上限について

『22 号通達』は、区内企業によるオフショア人民元の借入上限を「払込資本金×1 倍×マクロプルーデンス・パラメーター」（ノンバンクの金融機関の場合は「1.5 倍」）と定めています。中国人民銀行上海本部は今回、上限管理対象となる借入を「期間 1 年を超える借入」から「期間 1 年以上の借入」（すなわち 1 年を含む）へと変更しています（第 4 条第 1 項、第 2 項）。

中国人民銀行上海本部の担当者の話によると、「マクロプルーデンス・パラメーター」は暫定的に「1」と定められた模様です。ただし、この数値は中国人民銀行上海本部が「全国の信用貸付コントロールの必要に基づき柔軟な調整を行うことができる」（第 4 条第 5 項）としていることから、区内企業はオフショア人民元を借り入れる際に再確認する必要があります。

□ プーリングと集中決済の口座開設銀行について

『22 号通達』により、中国（上海）自由貿易試験区内の関連企業を経由して、国内外の企業集団によるクロスボーダー人民元プーリングや経常取引におけるクロスボーダー人民元集中決済を行うことが可能となりました。クロスボーダー人民元プーリングを開始するには、グループ本部が区内で登録・設立され実際に経営もしくは投資しているメンバー企業 1 社を指定し、1 行の銀行で人民元専用預金口座を 1 口座開設しなければなりませんが、中国人民銀行上海本部はこの銀行が「上海地区の銀行」であることを明確化しました（第 5 条第 2 項）。クロスボーダー人民元集中決済を開始する際も同様に、上海地区の

銀行1行で人民元専用預金口座を1口座開設する必要があります（第6条第2項）。

＊

以下、『22号通達』の日本語仮訳（3ページから）と中国語原文（8ページから）を再掲していますので、ご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - （1）本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - （2）今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

中国人民銀行上海本部

銀総部発[2014]22号

中国（上海）自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用拡大の支持に関する通達

国家開発銀行・各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行・中国郵政貯蓄銀行上海（市）分行、交通銀行・上海浦東発展銀行・上海銀行・上海農村商業銀行、その他の都市商業銀行上海分行、上海市各外資銀行、上海市各非銀行金融機関：

『中国人民銀行の金融による中国（上海）自由貿易試験区建設の支持に関する意見』（以下『意見』という）および関連規定に基づき、中国人民銀行総行の承認・同意を経て、ここに中国上海自由貿易試験区（以下「試験区」という）における人民元クロスボーダー使用拡大の支持について、以下のように通知する。

- 1、 国家が打ち出した人民元のクロスボーダー使用を奨励および支持する各種政策措置を、すべて試験区で適用する。
- 2、 試験区における経常および直接投資に係るクロスボーダー人民元決済

上海地区の銀行業金融機関は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」の3原則の基礎の上に、区内機構（輸出貨物貿易人民元決済企業重点監督管理リスト内の企業を除く）および個人が提出する受取・支払指図により、経常項目および直接投資に係るクロスボーダー人民元決済業務を直接行うことができる。

- (1) 銀行は、上述主体の直接投資に係る決済業務を行うとき、試験区における投資参入のネガティブリスト管理要求に基づき、ネガティブリスト管理範囲内に属する直接投資クロスボーダー人民元決済業務に対し、それに権限を有する審査・批准部門の認可文書を提示するよう要求しなければならない。
- (2) 人民銀行上海本部と中国上海自由貿易試験区管理委員会は、試験区総合情報監督管理プラットフォームを通じて直接投資情報共有制度を構築し、合わせて商業銀行のために関連情報サービスを提供する。

- 3、 試験区における個人銀行決済口座

個人による経常項目のクロスボーダー人民元決済業務の展開を利便化するため、区内で就職もし

くは営業する個人は、『人民元銀行決済口座管理弁法』（中国人民銀行令[2003]第5号公布）等の銀行決済口座制度の規定に基づき、個人銀行決済口座もしくは個人工商業者単位銀行決済口座を開設し、人民元のクロスボーダー受取・支払を行うことができる。そのうち、国外個人が開設する人民元銀行決済口座は、同時に公安機関出入国管理機構が発給する有効期限1年以上（1年を含む）の居留証明を提示しなければならない。

4、 試験区における人民元国外借入

区内の金融機関および企業が国外から借り入れる人民元資金（トレードファイナンスおよび集团内部の経営性融資を含まない）は、国家のマクロコントロール方向に一致する領域に用いなければならない、しばらくは有価証券（理財等の資産管理類商品を含む）、デリバティブ商品への投資に用いてはならず、委託貸付に用いてはならない。

- (1) 区内企業が借り入れる国外人民元資金規模（残高により計算）の上限は、払込資本金×1倍×マクロプルーデンス・パラメーターを超えてはならない。このうち、払込資本金は直近1期の出資金払込報告を基準とし、借入期限は1年以上（1年を含む）とする。区内の借入企業は、『人民元銀行決済口座管理弁法』の規定に基づき、上海地区の銀行で専用預金口座を開設し、専用で国外から借り入れる人民元資金を預け入れることができ、区内もしくは国外のみで用いることができ、区内の生産経営、区内のプロジェクト建設、国外のプロジェクト建設等を含む。

試験区発足前にすでに区内で設立した外商投資企業は、国外人民元資金を借り入れるとき、「投注差」モデルにより手続を行うか、本通達の規定により手続を行うかを自ら決定することができ、合わせてその口座銀行を通じて人民銀行上海本部に届出する。一旦、決定を経たら、変更しない。

- (2) 区内の非銀行金融機関が借り入れる国外人民元資金（残高により計算）の上限は、払込資本金×1.5倍×マクロプルーデンス・パラメーターを超えてはならない。借入期限は1年以上（1年を含む）とする。借入資金は、上海地区の銀行で開設する専用預金口座に戻し入れて預け入れることができ、区内もしくは国外のみで用いることができ、区内の経営、区内のプロジェクト建設、国外のプロジェクト建設等を含む。
- (3) 区内企業および非銀行金融機関が開設する国外人民元借入金を預け入れる専用預金口座は、普通預金に基づき利息を計算する。
- (4) 区内銀行が国外から借り入れる人民元資金は、試験区の分離記帳勘定ユニットに入れて、区

内で使用し、実体経済の建設に奉仕しなければならない。

- (5) 上述公式におけるマクロブロードネス・パラメーターは、人民銀行上海本部が設定し、全国の信用貸付コントロールの必要に基づき柔軟な調整を行うことができる。

5、 試験区におけるクロスボーダー双方向人民元プーリング

- (1) 区内企業は、自社の経営および管理の必要に基づき、集团内でクロスボーダー双方向人民元プーリング業務を展開することができる。集团とは、区内企業（ファイナンス・カンパニーを含む）を含み、資本関係を主要な連結紐帯とし、親会社、子会社、持分会社等の投資性関連関係が存在するメンバーが共同で構成する多国籍集团会社を指す。クロスボーダー双方向人民元プーリング業務とは、集团の国内外のメンバー企業間における双方向の資金集中業務で、集团企業内部に属する経営性融資活動を指す。
- (2) 集团内でのクロスボーダー双方向人民元プーリング業務の展開は、集团本部が区内で登録・設立され実際に経営もしくは投資しているメンバー企業（ファイナンス・カンパニーを含む）1社を指定し、上海地区の銀行1行で人民元専用預金口座1口座を開設し、専ら集团内のクロスボーダー双方向人民元プーリング業務に用い、当該口座はその他の資金と混用してはならない。プーリング業務に参加する国内外の各当事者は、プーリング業務協議を締結し、各自のアンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資および反租税回避における責任および義務を明確化しなければならない。
- (3) 資金はサブ口座からメイン口座への流れをプーリングとし、メイン口座からサブ口座への流れをリバースとする。プーリングとリバースの集中に参加する人民元資金は、企業の生産経営活動および実業投資活動から発生したキャッシュフローでなければならず、融資活動で発生したキャッシュフローは、しばらく集中に参加してはならない。

6、 試験区における経常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務

- (1) 区内企業は、自社の経営および管理の必要に基づき、国内外の関連企業間の経常項目クロスボーダー人民元集中受取・支払業務を展開することができる。国内外の関連企業には、集团内の資本関係を主要な連結紐帯とし、投資性関連関係が存在するメンバー会社、ならびに集团内の企業とサプライチェーン関係が存在し、密接な貿易往来がある集团外の企業を含む。
- (2) 企業集团本部は、区内で登録・設立され実際に経営もしくは投資しているメンバー企業（ファイナンス・カンパニーを含む）1社を指定し、上海地区の銀行1行で人民元専用預金口座

1 口座を開設し、専用でその国内外の関連企業のために経常項目集中受取・支払業務を行うことができる。

- (3) 区内企業は、これと経常項目集中受取・支払業務を展開する各当事者と集中受取・支払協議を締結し、各自が貿易の真実性等の責任を負うことを明確化しなければならない。

7、 クロスボーダー電子商取引人民元決済業務

- (1) 上海地区の銀行が区内に登録しているクロスボーダー電子商取引運営機構に直接、真実のクロスボーダー電子商取引に基づくクロスボーダー人民元決済サービスを提供することを奨励する。
- (2) 上海地区の銀行が区内で法に基づき「インターネット支払」業務許可を取得している支払機構（分支機構を含む）と協力し、真実のクロスボーダー電子商取引（個人およびクロスボーダー電子商取引輸出経営主体を含む）に基づくクロスボーダー人民元決済サービスを提供することを支持する。
- (3) 銀行は、支払機構とクロスボーダー電子商取引人民元決済業務手続の協議を締結して人民銀行上海本部に報告して届け出なければならない。銀行は、人民銀行の関連規定に基づき、支払機構を通じて行われたクロスボーダー人民元決済業務の真実性およびコンプライアンス性に対して審査を行う責任を負う。支払機構が銀行に提出するクロスボーダー人民元決済業務は、真実のクロスボーダー電子商取引の背景を有し、国家の関連法律・法規に合致し、アンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資の審査の職責を履行し、合わせて相応の取引記録を保管し、国家の関連部門の検査に協力しなければならない。
- (4) 支払機構は、『非金融機関支払サービス管理弁法』（中国人民銀行令[2010]第2号公布）、『支払機構顧客準備金預金管理弁法』（中国人民銀行公告[2013]第6号公布）およびその他の関連規定を遵守しなければならない。

8、 クロスボーダー人民元取引サービスについて

- (1) 中国外貨取引センターおよび全国インターバンク貸借センターは、区内で試験区および国際に向けて人民元建てで決済する金融資産取引サービスを提供し、人民元のクロスボーダー使用拡大を支持する。
- (2) 上海黄金取引所は、区内で試験区および国際に向けて人民元建てで決済する貴金属の取引、

受渡および決済サービスを提供し、人民元の国際貴金属市場における使用を向上させる。

9、 情報の送付について

各種クロスボーダー人民元業務および受取・支払情報は、遅滞なく正確に完全に人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに入力し、合わせて相応の国際収支統計申告を行わなければならない。

10、 アンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資および反租税回避について

銀行は、区内の金融機関および企業にクロスボーダー人民元関連サービスを提供するとき、サービス協議において双方が国家の関連規定に基づきアンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資および反租税回避義務および職責を適切に履行し、関連取引記録および証憑を保管し、合わせて取引の原状を回復できることを確保し、関連部門の検査に協力すること等の条項を明確に列挙しなければならない。

中国人民銀行上海本部

2014年2月20日

(中国語原文)

**中国人民银行上海总部
银总部发〔2014〕22号
关于支持中国(上海)自由贸易试验区扩大人民币跨境使用的通知**

国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海(市)分行；交通银行、上海浦东发展银行、上海银行、上海农村商业银行；其他城市商业银行上海分行；上海市各外资银行；上海市各非银行金融机构：

根据《中国人民银行关于金融支持中国(上海)自由贸易试验区建设的意见》(以下简称《意见》)及有关规定，经中国人民银行总行批复同意，现就支持中国上海自由贸易试验区(以下简称试验区)扩大人民币跨境使用通知如下：

一、 国家出台的各项鼓励和支持扩大人民币跨境使用的政策措施均适用试验区。

二、 试验区经常和直接投资项下跨境人民币结算

上海地区银行业金融机构可在“了解你的客户”、“了解你的业务”和“尽职审查”三原则基础上，凭区内机构(出口货物贸易人民币结算企业重点监管名单内的企业除外)和个人提交的收付款指令，直接办理经常项下和直接投资项下的跨境人民币结算业务。

- (一) 银行在办理上述主体的直接投资项下结算业务时，应按照试验区投资准入的负面清单管理要求，对属于负面清单管理范围内的直接投资跨境人民币结算业务，要求其出具有权审批部门的核准文件。
- (二) 人民银行上海总部与中国上海自由贸易试验区管理委员会通过试验区综合信息监管平台建立直接投资信息共享制度，并为商业银行提供相关信息服务。

三、 试验区个人银行结算账户

为便利个人开展经常项下跨境人民币结算业务，在区内就业或执业的个人可依据《人民币银行结算账户管理办法》(中国人民银行令〔2003〕第5号发布)等银行结算账户制度的规定开立个人银行结算账户或者个体工商户单位银行结算账户，办理人民币跨境收付。其中，境外个人开立人民币银行结算账户应当同时出具公安机关出入境管理机构签发的有效期1年(含)以上的居留证件。

四、 试验区人民币境外借款

区内金融机构和企业从境外借用人民币资金（不包括贸易信贷和集团内部经营性融资）应用于国家宏观调控方向相符的领域，暂不得用于投资有价证券（包括理财等资产管理类产品）、衍生产品，不得用于委托贷款。

- （一）区内企业借用境外人民币资金规模（按余额计）的上限不得超过实缴资本*1倍*宏观审慎政策参数。其中：实缴资本以最近一期验资报告为准，借用期限1年（含）以上。区内借款企业可以依据《人民币银行结算账户管理办法》的规定，在上海地区的银行开立专用存款账户，专门存放从境外借入的人民币资金，只能用于区内或境外，包括区内生产经营、区内项目建设、境外项目建设等。

在试验区启动前已经设立在区内的外商投资企业在借用境外人民币资金时，可自行决定是按“投注差”模式还是按本通知规则办理，并通过其账户银行向人民银行上海总部备案。一经决定，不再变更。

- （二）区内非银行金融机构借用境外人民币资金（按余额计）的上限不得超过实缴资本*1.5倍*宏观审慎政策参数。借用期限1年（含）以上。借入资金可调回存入开立在上海地区银行的专用存款账户，只能用于区内或境外，包括区内经营、区内项目建设、境外项目建设等。
- （三）区内企业和非银行金融机构开立的存放境外人民币借款的专用存款账户按活期计息。
- （四）区内银行从境外借入人民币资金须进入试验区分账核算单元，在区内使用，服务于实体经济建设。
- （五）上述公式中的宏观审慎政策参数由人民银行上海总部设定，可根据全国信贷调控的需要进行灵活调整。

五、 试验区跨境双向人民币资金池

- （一）区内企业可根据自身经营和管理需要，开展集团内跨境双向人民币资金池业务。集团指包括区内企业（含财务公司）在内的，以资本关系为主要联结纽带，由母公司、子公司、参股公司等存在投资性关联关系成员共同组成的跨国集团公司。跨境双向人民币资金池业务指集团境内外成员企业之间的双向资金归集业务，属于企业集团内部的经营性融资活动。
- （二）开展集团内跨境双向人民币资金池业务，需由集团总部指定一家区内注册成立并实际经营或投资的成员企业（包括财务公司），在上海地区的一家银行开立一个人民币专用存款账户，

专门用于办理集团内跨境双向人民币资金池业务，该账户不得与其他资金混用。参与资金池业务的境内外各方应签订资金池业务协议，明确各自在反洗钱、反恐融资以及反逃税中的责任和义务。

- (三) 资金由被归集方流向归集方为上存，由归集方流向被归集方为下划。参与上存与下划归集的人民币资金应为企业产生自生产经营活动和实业投资活动的现金流，融资活动产生的现金流暂不得参与归集。

六、 试验区经常项下跨境人民币集中收付业务

- (一) 区内企业可根据自身经营和管理需要，开展境内外关联企业间的经常项下跨境人民币集中收付业务。境内外关联企业包括集团内以资本关系为主要联结纽带、存在投资性关联关系的成员公司，以及与集团内企业存在供应链关系的、有密切贸易往来的集团外企业。
- (二) 企业集团总部须指定一家在区内注册成立并实际经营或投资的成员企业（包括财务公司），在上海地区的一家银行开立一个人民币专用存款账户，专门为其境内外关联企业办理经常项下集中收付业务。
- (三) 区内企业应跟与之开展经常项下集中收付业务的各方签订集中收付协议，明确各自承担贸易真实性等的责任。

七、 跨境电子商务人民币结算业务

- (一) 鼓励上海地区的银行向注册在区内的跨境电子商务运营机构直接提供基于真实跨境电子商务的跨境人民币结算服务。
- (二) 支持上海地区的银行与区内依法取得“互联网支付”业务许可的支付机构（含分支机构）合作，提供基于真实跨境电子商务（包括个人及跨境电子商务出口经营主体）的跨境人民币结算服务。
- (三) 银行应与支付机构签订办理跨境电子商务人民币结算业务的协议并报人民银行上海总部备案。银行应按照人民银行有关规定负责对通过支付机构办理的跨境人民币结算业务的真实性及合规性进行审核。支付机构向银行提交的跨境人民币结算业务应具有真实跨境电子商务交易背景，符合国家有关法律法规，履行反洗钱、反恐融资审核职责，并保留相应交易记录，配合国家有关部门的检查。

- (四) 支付机构应遵守《非金融机构支付服务管理办法》(中国人民银行令〔2010〕第2号发布)、《支付机构客户备付金存管办法》(中国人民银行公告〔2013〕第6号发布)以及其他相关规定。

八、 关于跨境人民币交易服务

- (一) 中国外汇交易中心暨全国银行间同业拆借中心在区内面向试验区和国际提供以人民币计价结算的金融资产交易服务,支持扩大人民币跨境使用。
- (二) 上海黄金交易所在区内面向试验区和国际提供以人民币计价结算的贵金属交易、交割和结算服务,提高人民币在国际贵金属市场上的使用。

九、 关于信息报送

各项跨境人民币业务及收付信息应及时准确完整报入人民币跨境收付信息管理系统,并进行相应的国际收支统计申报。

十、 关于反洗钱、反恐融资和反逃税

银行在向区内金融机构和企业提供相关跨境人民币服务时,应在服务协议中明确列示双方应按国家有关规定切实履行反洗钱、反恐融资和反逃税义务和职责,保留相关交易记录和凭证,并确保能还原交易原貌,配合相关部门的检查等条款。

中国人民银行上海总部

2014年2月20日